

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		児童館目的外使用の許可		
根拠法令及び条項		地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項		
所 管 部 課 名		福祉部 子ども支援課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市児童館の設置及び管理に関する条例(昭和 40 年条例第 9 号)第 6 条第 1 項		
	基 準	条例第 6 条第 1 項に定めるところによる。 第 6 条第 1 項 市長は、別表に掲げる施設を、その用途又は目的を妨げない限度において、目的外に使用させることができる。 ・別表に掲げる施設・・・遊戯室、集会室、調理室		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7 日程度 (注：休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 7 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				